

第 9 期

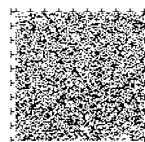
概要版

東三河広域連合

介護保険事業計画



東三河広域連合



計画策定の趣旨

本計画は、地域の現状や将来予測を踏まえ、東三河地域が目指す介護保険の目標像を定めるとともに、その実現に向けた取組の内容を明らかにするものです。本計画は、構成市町村が策定する高齢者福祉計画と連携・調和を図りながら展開します。また、東三河広域連合の広域計画や総合戦略、構成市町村の総合計画や愛知県の高齢者福祉保健医療計画とも整合性を図ります。

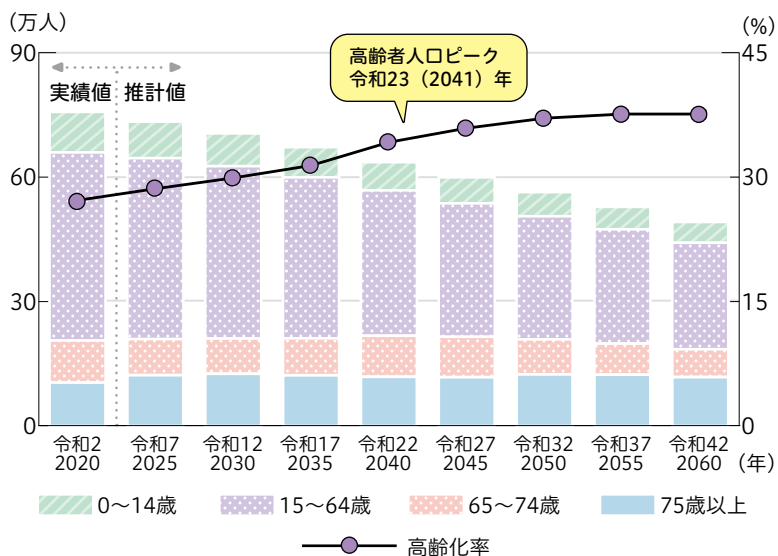
● 計画期間 令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで

東三河地域の高齢者を取り巻く状況

総人口と高齢者人口の推移

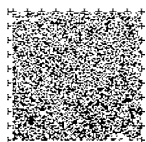
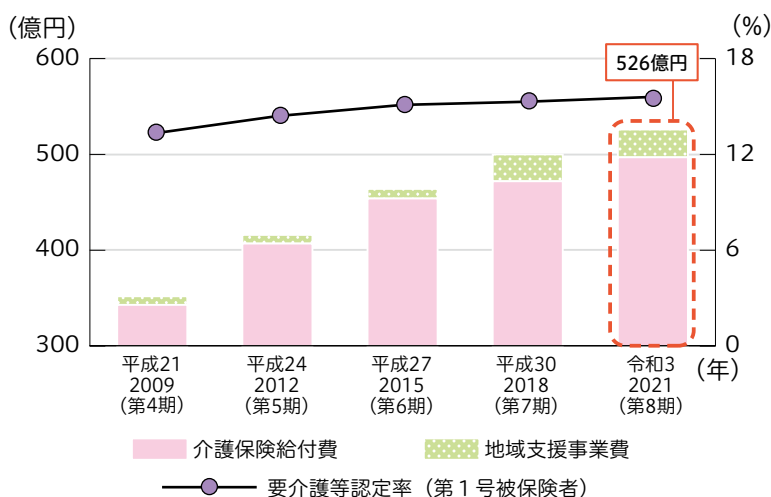
東三河地域の総人口が減少傾向にある中、65歳以上の高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年以降も増加傾向が続き、令和23(2041)年にピークを迎えると推計されます。

高齢者人口は令和23(2041)年以降減少傾向に転じる見込みですが、若年人口がより大きく減少する見込みのため、高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合)は令和23(2041)年以降も長期的に増加傾向が続くと推計されており、高齢化の更なる進展が見込まれます。



介護サービス費の推移

東三河地域全体の介護サービス費は年々増加しており、第8期事業計画初年度(令和3(2021)年度)には約526億円となっています。若年人口が大きく減少する中で、介護サービス費は今後も高齢化の更なる進展とともに増加傾向が続くと見込まれます。



基本理念

本計画では、第8期事業計画に引き続き「いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現」を基本理念として掲げます。東三河広域連合では、中長期的な視野に立ち、全住民参加型の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進をはじめ、地域包括ケアシステムを支える人材の育成や意識の醸成に向けた取組、多様な主体における顔の見える関係づくりや有機的な連携によるサービス提供体制を構築し、市町村における地域共生社会の実現に向けた取組に寄与していきます。

いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現

基本目標

1



だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河



東三河地域の高齢者等が生きがいをもって健康でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの心身の状態や希望に応じた介護予防、重度化防止のための活動や、これまで培ってきた知識や経験をもとに地域で自分らしく活躍できる場や機会、仕組みづくりを推進します。また、住民同士が互いに助け合い支え合う仕組みづくりを進めることで、全ての住民が地域包括ケアシステムの担い手となり、年齢に関わらず誰もが健康でいきいきと暮らせる東三河を目指します。

2



住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河



支援を必要とする高齢者等やその家族に対し、希望に応じた適切なサービスやケアを提供することができるよう、医療分野と介護分野の専門職の連携や認知症の方の尊厳を守る認知症施策の実施、要介護者の家族を支援する施策・事業の実施に取り組みます。また、地域包括ケアシステムの担い手となる住民の自助・互助に対する意識醸成や高齢者福祉、介護に携わる専門職の育成を進め、人生の最期まで住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河を目指します。

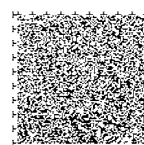
3



充実した介護サービスを提供できる東三河



介護を必要とする高齢者等に対し、心身の状態や希望に応じた支援、サービスを適切に提供することができるよう、持続可能な介護保険事業の運営やサービス提供体制の充実を図るとともに、介護人材の確保、定着のための取組を行います。また、東三河地域で高齢者福祉や介護に携わる専門職、人材が連携し、高齢者を取り巻く課題を共有し、多様な視点から解決策を検討することで、充実した介護サービスを提供できる東三河を目指します。



計画の中で取り組むこと

本計画では、基本目標ごとに基本施策を掲げ、東三河が一丸となって事業を展開していきます。

基本施策1-1 介護予防活動の推進

介護予防活動の内容の検証や見直しを行い、自立支援や重度化防止につながる介護予防活動を実施します。また、保健事業との連携によるフレイル対策のほか、ICTの利用など介護予防活動を支援する方法の多様化に取り組むとともに、介護予防を必要とする高齢者の把握や介護予防活動の担い手の育成を進め、住民のニーズに沿った介護予防活動の充実や介護予防活動支援の継続・強化を図ります。

基本施策1-2 自立支援活動の推進

高齢者一人ひとりが地域で自立し安心して生活を送ることができるよう、見守り支援の充実のほか、協議体や地域ケア会議の拡充を図るとともに、高齢者に役割がある形での社会参加を促すような取組を進めます。

基本施策2-1 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携に関する取組や相談窓口の周知を進めるとともに、ICTツールによる連携として「電子@連絡帳」の利活用を更に促進して医療と介護の専門職の連携強化を進めます。

基本施策2-2 認知症施策の推進

認知症への正しい理解が更に進むよう認知症サポーター養成講座など啓発活動を継続するとともに、認知症の方やその家族と認知症サポーター等をつなぐ「チームオレンジ」などの仕組みの構築を進め充実を図ります。また、認知症サポーターのスキルアップ等により認知症高齢者への地域の見守り支援を強化するとともに、認知症の方やその家族、地域住民が気軽に集うことができる認知症カフェなどの充実を図り、認知症の方やその家族への適切な支援につなげます。

基本施策2-3 家族介護者支援の推進

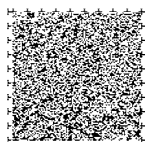
家族介護教室の周知や内容の見直し等を行うとともに、引き続き家族介護者の心身の負担を軽減するための取組を実施します。

基本施策3-1 介護サービス提供体制の強化

それぞれの地域の特性に応じた取組を推進するとともに、給付適正化の取組を通じ、サービス水準の向上や、ニーズに応じた適切なサービス提供体制の更なる充実を図ります。

基本施策3-2 介護人材の確保と定着の支援

民間ノウハウを活用した人材マッチングに取り組むことで、人材の確保や育成を促進するとともに、研修などを通じて働きやすい職場環境の構築の支援を進めるほか、介護支援専門員などの資格取得の支援を行うことで早期離職を防ぎ、人材の定着を図ります。



重点的に取り組むこと

第8期事業計画において、「介護人材の確保と定着」、「家族介護者の負担軽減」、「北部圏域における介護サービスの事業継続支援」を重点項目として施策を展開してきました。この重点項目は、東三河地域における特に大きな課題項目として捉えていることから、本計画においても引き続き重点項目とします。

重点項目 1

介護人材の確保と定着

介護職員初任者研修の受講支援

介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するために、又は将来に備えて介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成します。また、この制度を活用し、東三河地域に所在する介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を推進します。

介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催

介護事業所の管理者等を対象に管理者としての意識及び役割の重要性を認識するとともに、職員の育成や働きがいのある職場づくりを実践するための実務能力の向上を図ります。

民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施

人材派遣等の民間ノウハウを活用して、介護職員初任者研修と実地研修により人材を育成し、介護事業所への直接雇用に向けて支援を行うことにより介護人材の確保を図り、即効性の高い介護人材対策を実施します。

介護支援専門員資格の取得支援

有資格者増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員(ケアマネジャー)資格の取得に係る受講手数料及び研修受講料の補助を行います。

重点項目 2

家族介護者の負担軽減

家族介護者のレスパイト(休息)支援

東三河地域は家族と同居する高齢者が多い中で、家族介護者の約7割が心身の負担や悩みを感じていることから、家族介護者の心身の負担軽減やリフレッシュにつながる機会を提供し、在宅介護の継続を支援します。

重点項目 3

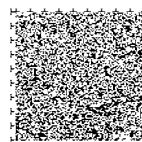
北部圏域における介護サービスの事業継続支援

中山間地域における居宅サービスの確保・拡充

都市部と比べて居宅サービスを提供する介護事業者の負担が大きい中山間地域において、中山間地域の住民に対してサービスを提供する事業者への支援等をより一層充実させることにより、居宅サービスが提供される体制を維持するとともに、新たな事業者の参入を促します。

中山間地域の介護人材確保対策

介護人材の高齢化が進む中山間地域において、若手の介護職員の確保や地域外からの介護分野への就労を促進するため、介護人材としての就労・移住希望者への支援など、地域ごとの移住・定住施策との相乗効果による介護人材確保対策に取り組みます。



施設等整備計画

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な原則として要介護3以上の要介護認定者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。

「緊急度の高い待機者」が一定数存在する南部圏域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）に定員29人の小規模特別養護老人ホーム2事業所、及び各事業所に併設の短期入所生活介護10～15床の整備を計画し、圏域全体で待機者の解消を図ります。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所整備数	－	2	
整備定員数	－	58	
総事業所数	26	28	
総定員数	745	803	

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の症状により自宅での生活が困難となった要介護者等が、共同生活住居で認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、能力に応じ自立した日常生活を送ることができるようにするサービスです。

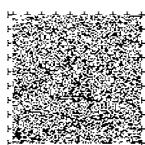
待機者数と利用希望者見込みを勘案し、定員18人のグループホームを5市に1事業所ずつ整備します。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所整備数	－	5	
整備定員数	－	90	
総事業所数	74	79	
総定員数	1,323	1,413	

その他の地域密着型サービス

その他の地域密着型サービスについては、高齢者が中重度の要介護状態となっても住み慣れた居宅での生活を継続するために必要なサービスとして位置づけており、家族介護者の負担軽減や在宅療養が必要な要介護者への支援等にもつながることから、第9期事業計画においてこれらサービスの整備を促進します。

サービスの整備に関しては、開設時期や整備地域を限定せずに事業者が望む時期や地域において事業展開を認めることで、事業者の参入促進を図ります。



- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護(※)
- 夜間対応型訪問介護
- 小規模多機能型居宅介護(※)
- 地域密着型通所介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

※介護予防サービスを含む。

第9期介護保険料の算定

介護給付費等の財源構成

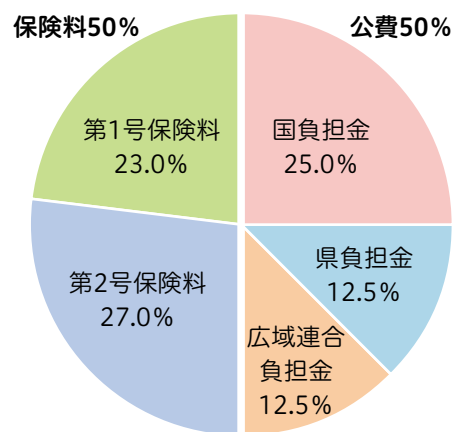
介護給付費及び地域支援事業費に要する費用のうち1割(一定以上所得者は2割、特に所得の高い者は3割)はサービスを利用した本人が負担し、残りの7～9割は介護保険から支払われます。

介護保険から支払う費用のうち50%は国、愛知県、東三河広域連合が公費で支払い、残りの50%は65歳以上の第1号被保険者(東三河広域連合が介護保険料を徴収)と40歳以上64歳以下の第2号被保険者(医療保険料と一緒に徴収)が支払う介護保険料で負担します。

ただし、地域支援事業費のうち包括的支援事業及び任意事業については、第2号被保険者負担分は公費が充てられます。

第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は全国の人口比によって定められ、第9期事業計画期間の負担割合は第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%で、第8期事業計画期間と同じ割合になります。

居宅サービス給付費の場合



第9期事業計画期間における介護給付費等

算定に必要な介護給付費、地域支援事業費及び保健福祉事業費の3か年の総額は、次のとおり見込んでいます。

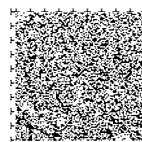
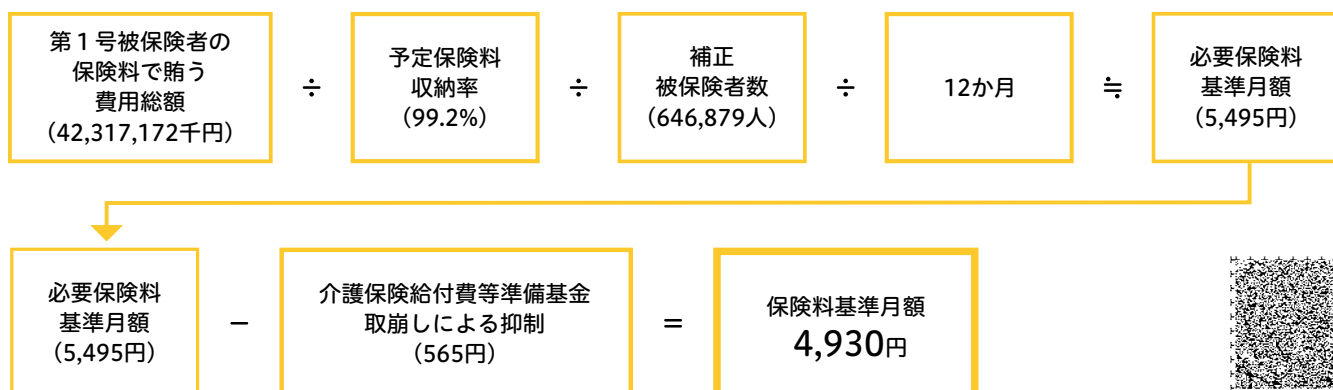
(単位：千円)

介護給付費	地域支援事業費	保健福祉事業費
159,881,686	11,451,290	148,960

介護保険料の算定

第9期事業計画期間の第1号被保険者の介護保険料は、次のとおり算定します。

東三河広域連合では介護保険の健全かつ円滑な運営を図るため、介護保険給付費等準備基金を設置しています。第9期事業計画期間は基金を約43億円取り崩すことで、保険料基準月額565円の軽減を図ります。



所得段階別の介護保険料

東三河広域連合では、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階区分の細分化を行うなど、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

なお、第1段階から第3段階までの保険料は公費の投入による軽減後の金額です。

所得段階	保険料率	介護保険料		対象者
		月額	年額	
第1段階	0.285	1,405円	16,860円	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けており、世帯全員が市町村民税非課税 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下
第2段階	0.485	2,391円	28,692円	世帯全員が市町村民税非課税 課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円超120万円以下
第3段階	0.685	3,377円	40,524円	世帯全員が市町村民税非課税 課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円超
第4段階	0.85	4,190円	50,286円	本人が市町村民税非課税 課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下
第5段階 (基準額)	1.00	4,930円	59,160円	本人が市町村民税非課税 課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円超
第6段階	1.20	5,916円	70,992円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が120万円未満
第7段階	1.30	6,409円	76,908円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が120万円以上210万円未満
第8段階	1.50	7,395円	88,740円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が210万円以上320万円未満
第9段階	1.70	8,381円	100,572円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が320万円以上420万円未満
第10段階	1.80	8,874円	106,488円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が420万円以上520万円未満
第11段階	1.90	9,367円	112,404円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が520万円以上620万円未満
第12段階	1.95	9,613円	115,362円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が620万円以上720万円未満
第13段階	2.00	9,860円	118,320円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が720万円以上820万円未満
第14段階	2.20	10,846円	130,152円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満
第15段階	2.40	11,832円	141,984円	本人が市町村民税課税 合計所得金額が1,000万円以上

※下線部分が第8期事業計画期間からの変更箇所です。

※各段階における保険料月額、保険料年額を12で割った参考値(円未満の端数は切捨て)です。

※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の額)を控除して得た額です。

※第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、課税年金の所得金額(所得税法第35条第2項第1号に規定の額をいう。以下同じ。)及び当該合計所得金額に給与所得(所得税法第28条第1項の金額をいう。以下同じ。)が含まれている場合には、当該給与所得の金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、当該控除額を加えた額)から10万円を控除して得た額です。

東三河広域連合 第9期介護保険事業計画

概要版

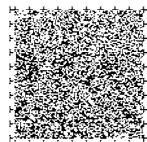
令和6(2024)年3月

発行：東三河広域連合

編集：東三河広域連合 福祉事業部 介護保険課

〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地(豊橋市職員会館5階)

電話番号：0532-26-8460



この冊子は、カラーユニバーサルデザインに対応しています。